

千葉県耕作放棄地再生推進事業実施要領

令和元年5月16日付け農振第236号

第1 事業の目的

農業が持続的に発展していくためには、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の確保と有効利用を推進していくことが重要であるが、農業者の減少・高齢化、後継者や担い手の偏在などにより耕作放棄地が増加しており、特に、本県は全国的にも耕作放棄地面積が大きく、また、毎年新たに耕作放棄地が発生している状況にある。

耕作放棄地の増加は、食料生産基盤としての農地が減少するのみならず、有害鳥獣の棲み家や不法投棄等の犯罪の温床となるなど、その対策が課題となっていることから、県では千葉県農林水産業振興計画(2018～2021)において、耕作放棄地対策の強化を掲げているところである。

耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、農地の所有者や引き受け手となり得る者の有無や態様等は地域によって様々であり、耕作放棄地の再生により農地の有効利用を図るためには、地域の実情に精通した関係機関の連携によるきめ細やかな取組が必要である。

このため、地域の関係機関等と協力して、耕作放棄地を再生する取組を支援する千葉県耕作放棄地再生推進事業を実施し、耕地面積の維持に努めるとともに、耕作放棄地の活用を図り、本県の農作物の生産拡大につなげていく。

第2 事業の内容

耕作放棄地を再生し、生産規模拡大を目指す農業者等に対し、再生作業に要する経費を支援することとし、具体的な事業種目、補助対象内容等については、別表1に掲げるとおりとする。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託により、再生作業後の農地において5年間以上耕作する農業者又は農業者等の組織する団体とする。

第4 事業対象農地

本事業の対象農地は、農業振興地域内の農地のうち、農地法第30条に基づく「利用状況調査」の結果、同法第32条第1項第1号に該当する農地(以下「1号遊休農地」という。)又は同法第32条第1項第2号に該当する農地(以下「2号遊休農地」という。)と分類された農地であって、当該農地の再生作業に要する標準的な作業内容、作業量等を見込んで算出した労力と費用が、1号遊休農地においては、10アール当たり100,000円以上、2号遊休農地においては、10アール当たり40,000円以上に相当する農地とする。

第5 交付要件

- 1 本事業は賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託等によって、再生作業後、当該農地において5年間以上耕作することを必要とする。ただし、特段の事情があると認められる場合に限り、当事業完了後の土壌改良期間も耕作期間に含むことができるものとする。
- 2 事業実施年度に行う再生作業により再生する農地が2筆以上の1号遊休農地であって、当該農地が畦畔、道路又は水路等で接続している場合、若しくは畦畔、道路又は水路等で接続していないが、事業実施主体が一連の農作業を支障なく行うことができると認められる場合には、再生する農地の面積を合算して適用することができるものとする。
- 3 事業実施主体が他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象とすることはできない。

第6 事業費の低減

市町村長及び事業実施主体は、本事業を実施する地域の実情に鑑み、事業費の低減が図られるよう努めるとともに、契約の手續等の公平性及び透明性を確保するものとする。

第7 事業の実施

1 事業の協議及び承認等

- (1) 事業実施主体は、交付申請書（様式第1号）及び再生利用実施計画（様式第2号。以下「実施計画」という。）を作成し、誓約書（様式第3号）及び役員等名簿（様式第4号）を添えて市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は（1）により提出された実施計画について、必要な指導及び調整を行った上で、適正であると認められる場合、再生利用実施計画（様式第5号。以下「市町村計画」という。）を作成し、各事業実施主体の誓約書及び役員等名簿を添えて農業事務所長に提出するものとする。
- (3) 農業事務所長は、市町村長から提出のあった市町村計画の内容を確認の上、農林水産部長あてに進達するものとする。
- (4) 農林水産部長は、市町村長から提出のあった市町村計画の内容を審査し適正と認められる場合は、これを承認するものとする。
- (5) 実施計画に重要な変更が生じる場合は、上記の（1）から（4）までの手續に準じて行うものとし、重要な変更とは別表2に掲げるものとする。
- (6) 市町村長は、（4）の農林水産部長の承認があったときは、参考様式第6号により、交付条件を付して事業実施主体に交付額を通知するものとする。
- (7) 市町村長は、事業実施主体から参考様式第7号により概算払請求があり、その内容が適正であると認めたときは概算払することができる。

2 事業の実施期間

本事業の実施期間は、単年度で完了することを原則とする。

第8 事業の適正な執行の確保

- 1 事業実施主体は、県、市町村、地域の関係機関等と協力し、この事業を推進するものとする。
- 2 市町村長は、第7の1(2)の調整に当たっては、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、関係機関と密接に連携・協力するとともに、第7の1(1)により提出された実施計画に基づいて、農業委員会や農地中間管理機構等と対象農地の利用調整を図るなど、本事業の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 県は、市町村長に対し、本事業の実施等に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

第9 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ市町村長に適正な指導を受けた上で、その理由を具体的に明記した千葉県耕作放棄地再生推進事業補助金交付決定前着手届(様式第8号)を作成し、市町村長に提出するものとする。
- 2 提出を受けた市町村長は、内容を精査の上、千葉県耕作放棄地再生推進事業補助金交付決定前着手届(様式第9号)により農業事務所長に提出するものとする。農業事務所長は、内容を確認の上、農林水産部長あてに進達するものとする。

第10 実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書(参考様式第10号)及び実施状況報告書(様式第11号)を作成し、市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は第10の1により提出された実績報告書に基づき、事業の実施状況を確認した結果、適正と認められる場合、実施状況報告書(様式第12号。以下「市町村実施状況報告書」という。)を作成し、3月10日までに農業事務所長に提出するものとする。
- 3 農業事務所長は、市町村長から提出のあった市町村実施状況報告書の内容を確認の上、農林水産部長あてに進達するものとする。

第11 額の確定等

- 1 知事は、第10の2の市町村実施状況報告書の提出を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を決定し、市町村長に通知するものとする。
- 2 市町村長は、第11の1の通知があったときは、参考様式第13号により事業実施主体に通知するものとする。

第12 事業実施基準等

1 耕作状況の確認等

- (1) 本事業により再生した農地について、市町村長は、再生後、当該農地において5年間耕作するまで、毎年度の耕作状況の確認を確実にを行い、確認結果（耕作が行われていない場合の指導内容や今後の耕作再開の見直しを含む。）について、様式第14号により、各年度の3月10日までに農業事務所長に提出するものとする。
- (2) 農業事務所長は、市町村長から提出のあった耕作状況の確認結果について、内容を確認の上、農林水産部長あてに進達するものとする。
- (3) 市町村長は、当該農地について自然災害その他やむを得ない理由により再生作業が終了した日から5年を経ずして再び耕作されなくなった場合には、別紙の指導・支援フロー図により、営農を再開するために必要な指導や支援、新たな耕作者の確保等について検討するものとする。また、再生作業後、当該農地において5年間耕作した後も、市町村長は引き続き、賃借権等が継続されるよう努めるものとする。
- (4) (3)に規定する「自然災害その他やむを得ない理由」に該当する場合は、次に定めるところによるものとする。
 - ア 豪雨、地震等の自然災害の場合
 - イ 事業実施主体において、農業者本人の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により営農の継続が困難と市町村長が判断した場合
 - ウ 事業実施主体において、農業者等の組織する団体の構成員が死亡したこと等により団体として営農の継続が困難と市町村長が判断した場合
 - エ 土地収用法（昭和26年法律第219号）等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は同法第3条の「土地を収用し、又は使用することができる事業」の要請により任意に売渡し若しくは使用させた場合
 - オ その他知事がやむを得ないと認めた場合
- (5) (1)に規定する「5年間耕作」について、耕作期間内に不作付の期間があり、連作障害を回避するために休耕（輪作休耕）を行っているとし市町村長が判断した場合、土地改良通年施行等により休耕せざるを得ないと市町村長が判断した場合は、当該年の耕作を行ったものとみなすものとする。

2 事業費の積算及び業者選定

- (1) 事業費の積算のうち、労務費の算出にあたっては、「公共工事設計労務単価」を用いるものとする。自己所有等の機械の供用に係る損料相当額の算出にあたっては、「土地改良工事積算基準（機械経費）」を用いるものとする。
- (2) 再生作業は、自力施行又は請負施行によって実施するものとする。
- (3) 市町村長は、事業実施主体が請負施行により再生作業を実施する場合は、複数の業者による見積もり合わせ等により施行業者を選定するよう指導するものとする。

3 補助金の返還措置

(1) 本事業により再生作業を実施した農地について、整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地について転用が行われた場合には、次に掲げる場合を除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合。

イ 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、知事が補助金を返還させないことを相当と認める場合

ウ ア及びイのほか、知事が特にやむを得ないと認める場合

(2) 上記(1)により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象補助額の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

第13 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年度から令和3年度までの予算に係る補助金について適用する。

別表 1 (第 2 関係)

事業種目	補助対象内容	備考
再生作業に要する経費	農地の再生作業に要する経費 ・障害物除去、廃棄物処理、深耕、 整地、これらの作業と併せて行う 土壌改良（肥料、有機質資材の投 入、緑肥作物の栽培等）等	廃棄物処理の対象は、再生 作業において発生する草 木、根等、及び対象農地に 残置された営農のための 器具等で再生作業の妨げ となっているものとする。 なお、対象農地に不法投棄 された廃棄物は、対象外と する。

別表 2 (第 7 関係)

事業実施計画の重要変更事項	
1	事業の中止又は廃止
2	実施主体の変更
3	事業費の 30% を超える増減

(別紙)

指導・支援フロー図

